

受診はお済みですか？

健康診査で自分の健康を守ろう

市は、下表のとおり健康診査を実施しています。対象者には受診票を送付しています。受診票が届いたら、市の指定医療機関へ事前に電話で予約をして受診してください。



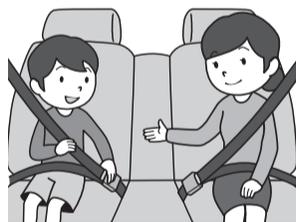
- 持ち物／保険証、受診票
- 最終受診期限／平成29年1月23日(月)

	国保特定健康診査 ＜40～74歳＞	ぎふ・すこやか健診 【後期高齢者健康診査】	ぎふ・さわやか口腔 健診【後期高齢者口腔健康診査】
目的	メタボリックシンドロームの早期発見	生活習慣病の早期発見と重症化予防	口腔機能低下や肺炎などの疾患予防
対象	4月1日から健診当日まで国民健康保険に加入している人で、昭和16年9月1日～昭和52年3月31日生まれの人	平成28年8月31日時点で後期高齢者医療保険に加入している人	
検査項目	問診、身体計測、身体診察、血圧測定、血液検査、尿検査、COPD健康調査など ※医師が必要と認めた場合、心電図検査と眼底検査を実施	問診、身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査など ※医師が必要と認めた場合、心電図検査を実施	問診、歯の状態、しゃく能力、舌機能、嚥下(飲み下す)機能など
費用	1,000円	500円	200円
問合せ	窓口サービス課国民健康保険G (☎47-8132)	窓口サービス課福祉医療・後期医療G (☎47-8140)	

※国保特定健康診査について、対象者で未受診の人には、10～11月に市が委託した特定健診受診勧奨センター (☎0120-947-289) から、電話をする場合があります

10月は「シートベルト・チャイルドシート着用強調月間」です。

シートベルトやチャイルドシートの着用は、交通事故発生時の被害軽減や車外放出の防止などに欠かすことができません。運転手はもちろん、後部座席を含め車に乗った人全員にシートベルト、6歳未満の子どもの乗せる場合は、チャイルドシートの着用義務があります。



運転者や同乗者の命を守るため、シートベルト、チャイルドシートの正しい着用を徹底しましょう。

詳しくは、生活安全課 (☎47-7386) へ。

シートベルト・チャイルドシート
着用の徹底を

審議会のお知らせ

日本昭和音楽村運営協議会 担当：日本昭和音楽村 (☎45-3344)	
10月6日(木) 14:00～15:00	日本昭和音楽村会議室
・日本昭和音楽村の運営について	
森林管理委員会 担当：農林課 (☎47-8629)	
10月11日(火) 9:30～11:30	市役所3階 合同委員会室
・森林整備・管理について ほか	
都市計画景観審議会 担当：都市計画課 (☎47-8694)	
10月14日(金) 13:00～15:00	市役所3階 合同委員会室
・大垣市都市計画マスタープランの策定について ほか	

人権について考える

障がいのある人と人権

“障がいを理由とする差別”の解消を推進するために制定された「障害者差別解消法」。障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を実現しようというもので、今年の4月1日から施行されました。

この法律では、国や地方公共団体、民間事業者が障がいを理由に正当な理由もなく、サービスの提供を拒否したり、制限したり条件を付けたりすることは、不当な差別的取扱いとして、禁止さ

いつまでも充実した生活を—
長寿を祝う会開かれる



長寿を祝う会が9月19日、情報工房で開かれ、市内の90歳以上のお年寄り229人が出席しました。

当日の出席者を代表して、男性の種田修さん(97歳)＝写真・左側＝と、女性の長谷川文子さん(102歳)に、小川市長から記念品と花束が手渡されました。

小川市長は、「いつまでも健康で充実した生活を送ってください」とお祝いの言葉を贈りました。



申請を受け付けています 「コミュニティ助成事業」

市は、宝くじの受託収入財源の「コミュニティ助成事業」の申請を募集します。

- *対象経費／住民組織が行う地域活動に必要な設備(建築物・消耗品は除く)
- *助成額／100万円～250万円



お気軽にご利用ください 行政相談制度

- *とき・ところ／①毎週水曜日の午前9時～正午＝市役所2階市民相談室 ②毎月第2水曜日の午後1時～4時＝上石津地域事務所

*内容／行政相談員による行政全般についての相談
*問合せ／まちづくり推進課



- *申込／10月12日までに、市民活動推進課 (☎47-7169) へ

里親説明会

西濃子ども相談センターと西濃地方里親会は、親の病気などによって家庭で暮らせなくなった子どもを養育する里親を募っており、次のとおり説明会を開催します。

- *とき／10月16日(日) 午前10時～午後2時
- *ところ／西濃子ども相談センター(禾森町)
- *問合せ／同センター (☎78-4838) へ

(☎47-8548) へ

一日合同行政相談

- *とき／10月18日(火) 午前10時～午後3時
- *ところ／大垣市役所4階大会議室
- *内容／専門家による登記、人権問題、税金、雇用、労災、年金、消費生活などの相談
- *問合せ／総務省岐阜行政評価事務所 (☎058-246-4411) へ

れています。

また、障がいのある人から、何らかの配慮を求められたにもかかわらず、配慮をしないことも差別になります。国や地方公共団体は、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除く配慮をすることが義務付けられ、民間事業者には、努力義務が求められます。

私たちは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、お互いに人格と個性を尊重し、支え合うことが必要です。

詳しくは、人権擁護推進室 (☎47-8576) へ。

